

横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱</b></p> <p style="text-align: center;">制 定 建民 第 20 号 平成 11 年 6 月 1 日 最近改正 建建防第 <u>3455 号</u> <u>令和 3 年 1 月 4 日</u></p> <p>(入札又は見積書の徴収等)</p> <p>第 10 条 申請者は、本診断に要する費用に係る、3 者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出する場合（前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書（第 4 号様式）を提出する場合に添付するものとする。</p> <p>2 前項の入札又は見積書の徴収により、本診断に係る費用（補助対象外費用を含む。）が 100 万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者（横浜市契約規則第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、<u>市長が必要と認める場合は</u>、この限りでない。</p> <p>3 申請者は、前項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、本診断に要する費用（補助対象外のものを除く。）が最も低いものを耐震診断事業者とするものとする。</p> <p>4 前項の規定により決定した耐震診断事業者が実施する本診断について</p>	<p style="text-align: center;"><b>横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱</b></p> <p style="text-align: center;">制 定 建民 第 20 号 平成 11 年 6 月 1 日 最近改正 建建防第 4579 号 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>(入札又は見積書の徴収等)</p> <p>第 10 条 申請者は、本診断に要する費用に係る、3 者以上による入札又は見積書の徴収を行い、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写しを、第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出する場合（前条第 3 項又は第 4 項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計承認申請書（第 4 号様式）を提出する場合に添付するものとする。</p> <p>2 前項の入札又は見積書の徴収により、本診断に係る費用（補助対象外費用を含む。）が 100 万円以上になると見込まれるときは、入札又は見積書の徴収は、市内事業者（横浜市契約規則第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、<u>令和 3 年 3 月 31 日までに第 6 条第 1 項に規定する補助金交付申請書又は第 8 条第 1 項に規定する全体設計の承認申請書を市長に提出した場合は</u>、この限りでない。</p> <p>3 申請者は、前項の規定により行った入札又は見積書の徴収の結果、本診断に要する費用（補助対象外のものを除く。）が最も低いものを耐震診断事業者とするものとする。</p> <p>4 前項の規定により決定した耐震診断事業者が実施する本診断について</p>

て、当該本診断の結果の妥当性の評価を当該耐震診断事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 「当該耐震判定機関等にて耐震診断の結果の妥当性について評価を受けること」及び「第3号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第6条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出する場合（前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請書（第4号様式）を提出する場合に添付すること。
- (2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該耐震診断事業者に所属する者は、当該本診断に係る耐震診断の結果の妥当性について評価の審議には加わらず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。
- (3) 前号の審議に係る議事録（前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。）を第16条第1項に規定する完了実績報告書（第14号様式）を提出するときに添付すること。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

### （経過措置）

- 2 令和3年3月31日までに、第6条第1項に規定する補助金交付申請書又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請書が提出された当該補助対象事業に係る第10条の規定については、なお従前の例による。

て、当該本診断の結果の妥当性の評価を当該耐震診断事業者が設置する耐震判定機関等に依頼しようとする場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 「当該耐震判定機関等にて耐震診断の結果の妥当性について評価を受けること」及び「第3号に規定する議事録を提出すること」を申請者が同意していることを示した書類を、第6条第1項に規定する補助金交付申請書（第1号様式）を提出する場合（前条第3項又は第4項の規定により補助金交付申請を行う場合を除く。）又は第8条第1項に規定する全体設計承認申請書（第4号様式）を提出する場合に添付すること。
- (2) 当該耐震判定機関等に所属する委員のうち、当該耐震診断事業者に所属する者は、当該本診断に係る耐震診断の結果の妥当性について評価の審議には加わらず、その他の委員のみで当該審議を行うこと。
- (3) 前号の審議に係る議事録（前号の要件を満たすことが確認できるものに限る。）を第16条第1項に規定する完了実績報告書（第14号様式）を提出するときに添付すること。